

令和6年度第1回茅ヶ崎市地域福祉推進委員会 会議録

日 時：令和6年7月30日（火）18：30～20：30

場 所：茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室3～5

出 席：豊田委員長、島村副委員長、彦坂委員、横山委員、森委員、小野田委員、杉寄委員、岡崎委員、高橋委員、松戸委員、鈴木委員、田中委員、峯尾委員、尾上委員
地域福祉活動計画推進委員11名

欠 席：石井委員、細谷委員

事務局：茅ヶ崎市 谷久保福祉部長、地域福祉課瀧田課長、大澤課長補佐、加藤主任
茅ヶ崎市社会福祉協議会

※茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会と合同で開催しました。茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会の委員の発言については「地域福祉活動計画推進委員」と表記します。

○市地域福祉課 瀧田課長

それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。地域福祉課長の瀧田でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、令和6年度第1回茅ヶ崎市地域福祉推進委員会を開催いたします。

議題に入ります前に本日の欠席委員の確認をさせていただきます。本日、石井委員より欠席のご連絡をいただいております。また、田中委員より、遅参のご連絡をいただいております。また、茅ヶ崎市社会福祉協議会の細谷委員におかれましては、事務局としての出席となっておりますので、欠席扱いとなっております。

委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、茅ヶ崎市地域福祉推進委員会規則第5条により、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

○市社会福祉協議会 若林事務局長

皆さま、こんばんは。茅ヶ崎市社会福祉協議会 若林事務局長の若林でございます。

併せまして、令和6年度第1回茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会を開催させていただきます。

本日、岩崎委員、日高委員より欠席のご連絡をいただいているところでございます。また、地域福祉課長の瀧田委員におかれましては、事務局としての出席となりますので、欠席扱いとなっております。

○市地域福祉課 瀧田課長

本市では、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しているため、議題の内容から、本日は市の地域福祉推進委員会と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画推進委員会との合同会議とさ

させていただきます。

委員の変更もございましたので、事務局より委員と職員のご紹介をさせていただきます。

(事務局より委員紹介)

なお、地区社会福祉協議会連絡協議会の杉寄委員におかれましては前任の内藤委員から、まちぢから協議会連絡会の岡崎委員におかれましては前任の真野委員から、地域作業所連絡会の鈴木委員におかれましては、棚橋委員からの交代となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして市事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局の紹介)

○市社会福祉協議会 若林事務局長

それでは、地域福祉活動計画推進委員会の委員の紹介をさせていただきます。

(事務局より委員紹介)

なお、まちぢから協議会連絡会の委員といたしまして、貴島委員より城田委員に変更となっております。よろしくお願いいたします。

続きまして事務局を紹介させていただきます。

(事務局の紹介)

事務局は以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○市地域福祉課 瀧田課長

次に、事務局より会議資料の確認をさせていただきます。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

(事務局より配布資料を確認)

過不足等がある方はいらっしゃいますでしょうか。資料の確認につきましては以上となります。

○市地域福祉課 瀧田課長

それでは、これより議事進行につきましては、茅ヶ崎市地域福祉推進委員会規則第4条第2項の規定により、豊田委員長にお願いいたします。

なお、本合同会議では、AI議事録を導入しており、皆さまの卓上には専用のマイクを設置させていただきます。ご発言の際にはボタンを押していただき、赤いランプがつかましたらご発言くださるようお願いいたします。なお申し訳ございませんが、数の関係で、お二人で一つのマイクをお使いいただくような形となっております。よろしくお願いいたします。

○豊田委員長

改めて、皆さんこんばんは。本年度第1回目の委員会でございます。今日は合同委員会ということで委員の皆さま、多数お集まりいただいております。なるべく速やかな議事進行に努めて参りた

いと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を開始したいと思います。

この委員会は、茅ヶ崎市自治基本条例第10条第3号の規定により、原則公開としているため本日の委員会について公開としてよろしいでしょうか。

(委員同意)

ありがとうございます。また、公開の場合には、会議を傍聴することができることとなっておりますが、事務局から傍聴人の報告をお願いいたします。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

本日は傍聴の方はいらっしゃいません。

○豊田委員長

はい。承知いたしました。本日の議事録につきましては、茅ヶ崎市地域福祉推進委員会規則第6条により、地域福祉活動計画推進委員会及び市社会福祉協議会を関係者として位置付け、活動計画推進委員会委員の発言については、委員個人の氏名ではなく一括して地域福祉活動計画推進委員会による発言として表記をさせていただきます。

市社協の職員の発言につきましても一括して茅ヶ崎市社会福祉協議会による発言として表記されることをご了解いただければと思います。

○地域福祉活動計画推進委員会委員長

地域福祉活動計画推進委員会委員長の島村でございます。

今日は合同委員会ということなので、進行は豊田委員長がいたしますので、しゃべりたい人は積極的にいつものように手を挙げてください。お願いいたします。

地域福祉活動計画推進委員会の議事録についても、茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱第8条により、地域福祉推進委員会及び茅ヶ崎市を関係者として位置付け、地域福祉推進委員会委員の発言については、委員個人の氏名でなく一括して地域福祉推進委員による発言として表記いたします。市の職員の発言についても一括して、茅ヶ崎市による発言と表記されることをご承知おきください。

○豊田委員長

それでは早速議題に入っていきたいと思います。議題1につきまして事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○市地域福祉課 瀧田課長

現行の「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」が、令和7年度で終期を迎えるため、次期の計画策定に向け、推進委員会規則第2条により、地域福祉推進委員会へ諮問を行わせていた

だきます。本来であれば、市長から諮問をさせていただくところですが、公務の都合上岸副市長より諮問をさせていただきます。

(市より地域福祉推進委員会へ諮問)

地域福祉推進委員会へ諮問をさせていただきましたが、合同会議とさせていただいておりますので、次期計画の策定に向けては、地域福祉活動計画推進委員会の皆さまにも、様々なご意見を賜りたく、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして岸副市長よりひとこと、皆さまにご挨拶をさせていただきます。

○岸副市長

改めまして皆さまこんばんは。副市長の岸でございます。

皆さまにおかれましては、日頃より本市の地域福祉に関する活動を見守りくださり、誠にありがとうございます。

本市では平成17年度に第1期茅ヶ崎市地域福祉計画を策定して以来、その計画推進に取り組んで参りました。現行の地域福祉計画は第4期でありますけれども、新型コロナウイルスが流行している中で、この計画がスタートしたところでございます。またそのような中、令和4年度には重層的支援体制整備事業を開始し、多様な機関と連携をしながら、誰も取り組み残すことのないよう包括的な相談支援体制を目指すこととしています。また、この事業に関しましては地域福祉を推進していくための基盤になるととらえ、様々な主体とのネットワーク構築に注力して参ったところでございます。

地域との実働をとおして得られた新たな気づきや課題につきましては、次期の計画へ反映し、さらなる地域福祉の推進を目指してまいりたいと考えております。

本日、地域福祉のあり方やその推進に向けた取り組み、手法など幅広い視点からご審議をいただき、その方向性をお示しくさせていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの諮問書に書いてあります通り、たくさんの計画等がありますので、皆さまの様々なご意見を頂戴し、計画等に反映させていきたいと思っておりますので、重ねてお願い申し上げます。

○市地域福祉課 瀧田課長

ありがとうございました。公務の都合上、岸副市長はここで退席をさせていただきます。

○豊田委員長

それでは引き続き議題2について進めて参りたいと思います。

議題2 次期計画の策定について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

それでは、資料2をご用意いただければと思います。

現行計画である「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」につきましては、令和3年度

から令和7年度までの5か年の計画となっております。

そこで、令和8年度を始期とする次期の計画の策定に関し、資料2では現状及び方向性についてまとめてございます。

まず、1(1)計画策定の趣旨についてですが、社会福祉法の中での地域福祉計画の位置付けについて確認をしておきたいと思っております。

平成30年4月施行の社会福祉法の改正では、地域共生社会の実現のため、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定されました。この理念を実現するために、市町村は包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されております。また、市町村が地域福祉計画を策定するように努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として地域福祉計画を位置づけることが明記されております。

続いて、令和3年4月施行の法改正につきましては、地域福祉の推進は、地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、一人一人が望む方法で、地域や社会に参加をする共生社会の実現を目指すものとして、地域住民こそが、地域福祉の主体であるということが明文化されております。

また、平成30年4月の法改正で、市町村は包括的な支援体制づくりを努めるよう旨が規定されているところではございますが、令和3年4月の法改正で、市町村の作る包括的な支援体制の構築について、国は支援するものとするといったことが、位置付けられております。

これらの法改正を踏まえ、地域福祉計画を本市の福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけてまいります。

また、地域の身近な住民同士の見守りの支え合いから専門機関による連携支援までの包括的な相談支援体制の構築についても重点的に取り組んでいくものいたします。

続きまして、1(2)茅ヶ崎市地域福祉計画と茅ヶ崎市地域福祉活動計画の一体的策定についてになります。

図にもありますが、市の地域福祉計画は、地域福祉を推進するための基本的指針となる計画で、理念を示すものとなっております。それを具体化していくための計画として、市社会福祉協議会の地域福祉活動計画がございまして、地域福祉のあるべき姿を実現させていくための、いわば車の両輪のような関係にあるものです。

それであるならば、それらの計画を一体的に策定した方が効率もよく、効果も高いと考えまして、現行計画の一つ前の平成27年度計画から、二つの計画を一体的に策定してございます。

同じ方向性で地域づくりが進められ、計画の策定過程や進行管理をする中で、課題を一緒に把握し、解決に向けた取り組みを調整できるといったメリットがあるため、次期計画についても、一体的に策定をしたいと考えているところです。

続きまして、1(3)包含する諸計画というところになります。

地域福祉の推進に深く関連する事業であるという観点から、市が策定する必要のある三つの計画につきまして、本計画に内包したいと考えてございます。

それが重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画、そして再犯防止計画といったものを考えてございます。現行の立て付けとしましては、現行計画の中で、基本目標を

「つながる・活動する・支えあう」と置っていますが、基本目標3「支え合う」につきましては、みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくる「仕組みづくりをするもの」というふうに定めております。この仕組みづくりの主な取り組みとして、成年後見制度の普及・利用促進のための成年後見制度利用促進基本計画についてはすでに内包をしているところでございます。

次期計画につきましては、成年後見制度利用促進基本計画だけではなく、地域福祉プランを推進していくためのツールとなる計画について、一緒に内包をしていきたいというふうに考えてございます。

具体的には一つ目の重層的支援体制整備事業実施計画になります。

ちょっと難しい名前ですが、名前のおり、重なり合った層で手厚く相談支援をしていく、といったもので、多様な機関の連携による厚い相談体制を作るといったようなものになります。

令和3年4月施行の社会福祉法の改正により、既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための重層的支援体制整備事業が、市町村において実施できるようになりました。

本市におきましても、複合化した事例について多様な機関と連携して相談に取り組む「相談支援」、社会との関係性が希薄化している中で、社会参加に向けた支援が必要な方のニーズと地域資源のマッチングを行っていく「参加支援」、それから住民同士の支え合う関係性を育む地域づくりに向けた「地域づくり支援」といった支援を行うことで、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するため、本市でも令和4年度に重層的支援体制整備事業を開始しているところでございます。

地域福祉計画の理念をかなえていくためのツールとしての事業でございますので、こちらの事業については、次期の計画に内包していきたいと考えてございます。

二つ目の成年後見制度利用促進基本計画につきましては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、すでに現行計画の中で内包させていただいております。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人を支える重要な手段であるにもかかわらず、その認知は十分に進んではいない現状です。高齢化が加速する中で、引き続き、取り組んでいく必要があることから、次期計画につきましても、成年後見制度利用促進基本計画を内包していきたいと考えております。

三つ目の再犯防止計画につきましては、新規で入れていきたいと考えております。

再犯防止計画は、再犯を防止することで安全で安心して暮らせる社会を構築することを目的としております。

再犯を防止するためには、犯罪をした方が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、その方の立ち直りを支えて地域で生きていくことができる社会を推進していくことが必要であると考えておまして、そのための計画を次期計画の中に内包していきたいと考えてございます。

こちらの3点が内包する計画として予定しております。

続きまして、1（4）地域福祉プラン2からの引き継ぎというところになります。

現行計画で掲げております「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくる」の理念につきましては、厚生労働省が示している共生社会の概念とも合致しております、5年や10年で達成できるようなものではございません。社会環境が変化しても通じる普遍的基本的な考え方ともなっております。

また理念に基づく三つの基本目標「つながる・活動する・支え合う」につきましても、各取り組みの趣旨や目的を端的にわかりやすく表したものととして、地域福祉の推進を図る上で、実態に即したものであると考えてございます。

従いまして、前回の地域福祉推進委員会、地域福祉活動計画推進委員会でも、委員長より少しお話しいただいているところではございますけれども、事務局としましては次期計画においては、基本的に現行計画を踏襲し、社会情勢やこれまでの取り組みの振り返りや課題整理をしながら、また新たに取り組みの方向性を再整理していきたいと考えてございます。

続きまして、2計画期間のところになります。

市の全体の計画を決める総合計画の次期実施計画が令和8年度から12年度までの5か年を実施期間として改定することになっており、地域福祉計画、地域福祉活動計画につきましても、その時期と合わせ5か年で実施していきたいと考えております。

それぞれの計画について第何期と示させていただいていますが、重層的支援体制整備事業実施計画につきましては、第1期計画を令和4年度から7年度にかけて既に策定しているところでございます。

ただ現行計画が令和3年度からの計画であったため、タイミングがずれた関係で、現行計画の中には内包することができなかったのですが、次期計画につきましては、こちらについても、内包していきたいと考えてございます。

最後に、3策定の進め方ですが、まず、総合計画の次期実施計画と整合を図りながら策定を進めていきます。

また、地域福祉プランは地域の方と共有をして、初めて効果が生まれるものですから、地域の方との意見交換の場を設けていきたいと考えております。地区懇談会や市民アンケート等で地域の皆さまの意見を伺うとともに、地域福祉推進委員会や地域福祉活動計画推進委員会のご意見も踏まえながら策定を進めていきたいと考えております。

地区懇談会につきましては、令和6年11月から7年3月にかけて、各地区社協にご協力をいただきながら開催をする予定でございます。また、市民アンケートにつきましては、令和6年10月から11月にかけて、20歳以上の男女から無作為抽出により2,000人を対象に進めていきたいというふうに考えてございます。

事務局からの説明は以上となります。

○豊田委員長

次期計画の特徴としましては、いくつかの計画が地域福祉計画の中に盛り込まれ、それを組み込

んで計画を作るということになっております。

一つ一つの計画につきましては、説明があった通りですが、これをどう盛り込んでいくかは、皆さんからもご意見を伺いながら、気になるポイントを絞りながらやっていけたら良いと思っております。

また、この地域福祉計画は5年で何か違うものが出てくるということではありませんので、少し長期スパンで見て、今の実情を変えていく、あるいは新しいものを組み込んでいくことになるんじゃないかと思っております。

ただいま説明がありましたことについて、皆さんからご意見・ご質問があれば、お伺いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○島村委員

事務局と市社協の両方へ要望ということになります。まずは重層支援体制整備事業実施計画を各委員に配布をしていただいて、どういうものかをまず知っていただくことが必要だと思いますので、お願いします。

それから、再犯防止計画については閣議決定された概要を各委員に配っていただいて、どういう計画が求められているのか自体がわからないと皆さんに検討していただくことにもつながらないと思いますので、その点を要望として申し上げます。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

はい。重層的支援体制整備事業実施計画につきましては、皆さまに配布させていただきます。また、再犯防止計画につきましても、のちほど資料で送らせていただきます。

○豊田委員長

今後、市内の状況等を踏まえて計画を作ることになると思いますが、例えば、市内で気になること或いは計画の中に盛り込む要素として、現段階では何かあったりしますか。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

現段階では、まだそこまで整っていないところでございます。

○豊田委員長

再犯防止ですが、保護司についても関わってくると思いますが、その辺りはいかがですか。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

保護司会とは地域福祉課で調整をとりながら進めていきたいと考えております。

○豊田委員長

内容的に今まで関わってこなかったようなところも関わる部分が出てくるとと思いますので、その辺りにつきましても、今後、計画を作る中で、皆さんにも説明いただいて、なかなか見えにくいですが、意外と皆さんとつながってるところもあるかと思しますので、皆さんが意見を言いやすいような形で進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかにはどうですか。

○杉寄委員

資料2の最後の策定の進め方というところに、市の総合計画に定めた将来の都市像を実現するための実施計画となっていますが、これを文章ではなくビジュアル化して、何かイメージできるものがつくれるでしょうか。いろんな書面だけだとすると、ちょっと読むのも大変ですし。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

総合計画の内容でしょうか。

○杉寄委員

総合計画というか、将来の都市像ってあるじゃないですか。茅ヶ崎市は将来こういうイメージのものを前提にして、今こういう計画を進めてるんですよっていう、将来を描いた図や映像みたいなものが作れば良いと思っていて、この1冊で文章だと、読まないといけないし、こんなたくさんものを読めないだろうし、逆に言うと、映像化すれば、それをいろんな会合とかで流せば、茅ヶ崎は福祉については、こういう方向で総合的にやってるんです、というのが一般市民の方にもアピールできる機会がいっぱいあると思います。

地区社協でも、地区のメンバーに会議の時にその映像を流せば、より市民に考え方が伝わるっていうことがあるので、そういう映像を基にしたものを作っていただくと、いいのかなと。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

ありがとうございます。確かにこちらの一文だけだと、総合計画が何を指してやっているのかが分かりませんし、整合を図るといってもどう整合を図るかが見えてきませんので、地域福祉計画を作る上では、総合計画と地域福祉計画の位置関係やそれを映像かイラストなのか、皆さまにわかりやすい形でお示しできればと考えております。

○豊田委員長

はい。ありがとうございます。

地区に持って行って説明するのは、すごくいいことだと思います。同じものを皆さんに見ていただくと齟齬が生じないといったことがあると思います。作る方はなかなか大変だと思いますけどね。

これまでも、この委員会でも色々な事例をフィルムに集めてパワーポイントで紹介していただい

ていますので、そういったものをうまくつなぎ合わせながら、作っていてもいいんじゃないかと思えます。

次の計画の周知の仕方という点では、すごくいい提案だと思います。ぜひ検討いただければいいと思いました。

○杉寄委員

計画の位置付けのところで、子ども・子育て支援事業計画がありますが、この中に不登校の支援計画は入りますか。今色々な問題になって、多くなっていますが、具体的な不登校に対する支援というものについては、あまり聞かないので。先日、市社協で不登校を支援する方の講演がありまして、やはり今後、不登校の人が増えていくにあたって目を向けていきながら、支援活動が広く、活発にできるような支援体制などを見ていただくとありがたいと思います。

○市地域福祉課 瀧田課長

確かに不登校のお子様方の支援に地域の方からの支援が欠かせないものではあると思います。不登校の児童生徒に関しては、教育委員会の教育基本計画というのを持っておりまして、基本的にはそれに基づいた支援を進めていくところがございます。

子ども子育て支援計画につきましては、もう少し保育や乳幼児、虐待防止といった部分の内容になってこようかと思われまます。

○杉寄委員

縦割りで横につながっていないのでしょうか。福祉と教育委員会とかが連携して一つの問題を解決しようという体制は作れないのでしょうか。これは教育の問題だという話がありますが、そういったところに、全体にメスを入れてできる方法はないのでしょうか。

○市地域福祉課 瀧田課長

内包するとご説明した重層的支援体制整備実施計画では、ご相談いただいた方の世帯の中で支援が必要な場合であれば、それが小学生だから一切関係ないですとかそういったことではなく、教育委員会とも連携をしながら、個別具体の相談については、重層的支援体制整備事業を進める中で、対応をしているところがございます。

なので、福祉と教育が全くセクション違うから別々ということではないですが、ただこうした計画として立てていくという中では、教育分野は教育基本計画を主として、そことの連携を図りながら進めていくという形になります。

○杉寄委員

今後は連携していきながら、ある程度進めていけるということによろしいのでしょうか。

○市地域福祉課 瀧田課長

不登校のお子さんやその世帯に支援が必要なのであれば、そこは連携して対応していくというところは、今もこの重層的支援体制整備事業の中で対応しているところでございます。

○杉寄委員

そうですか。地区社協で子どもの居場所づくり活動をされていると思うのですが、私が思うには、不登校の問題を解決すれば、子どもの居場所づくりなどをしなくても、自然とその問題が出てくると思っているのですが。その観点から進めていくと、今、新たに場所を作らなくても、そういう不登校解決策の一つの方法として、そういう場所っていう形もあるのかなとは考えていますが。

○豊田委員長

今の問題は、色々と事例として出てきて、まさにこれからじゃないかと思います。今の委員のお話を聞いてても、そういう話ที่เขาでも結構出てまして、居場所を作ることよりは、外に出ていくことや、或いは、そういうところを支援するような部分で、いろんな取り組みをしていくことが必要じゃないかと言われてます。

それで、おっしゃるように、この問題はこうだっけ決めていくと、すごくセクショナリズムになってしまうので、その中で横につなげて何かやっていく必要があるというところでは、地域福祉計画の中に入ってきてもおかしくはないと思います。今、重層的支援体制整備事業の話が出ましたが、その中でそれも考えていかないといけないことだと思いますし、ただそれをどうするかに関しては、まだこれからだと思います。

ただ、おそらく地区でそういう取り組みをされてる中で、そういう問題が出てきてると思いますから、それをどうするかを考えなくてはいけないと思います。総合計画審議会でも、上がってくる部分だと思いますので、この問題に関しては色々なところが関わって、或いは仕組みを作っていないといけないと思います。

言わないとそれができないものですから、そういうことを発言していただきながら、今の話も含めて、今後の計画の中に入れていくことは必要だと思います。

○杉寄委員

計画作りにあたっては、細かい内容の解決手段の方法をまとめて大きな枠組みを作っていないと、解決も遅くなると思うので、今こうやってるってことを色付けしていきながら、計画を立てていただきたいと思います。

○地域福祉活動計画推進委員

バリアフリー法では、簡単に言うと障がい者もいわゆる健常者と同じように読書できるような環境にしてね、という法律ができました。ボラ連の共通の課題として、バリアフリー法に対する対応というのを何とかしてくれないかと市や図書館の方と明後日、意見交換会という形を設けようとし

ているのですが、第1回目で市と意見交換したときに、市の方と話をしても、やはりそこは教育委員会の方に言える立場にないと確か言ったと思うのですが、バリアフリー法に対しては、横串の組織がないというのが茅ヶ崎市の組織なんです。全部と言っているわけではありません。

ですから、とりあえずは、図書館の方とできる限りのことにおいて、お互い助け合って対応していくネットワーク作って対応していきたいという意見交換会を持とうとしています。

「みんながつながる」の「みんな」が誰なのかとっていて茅ヶ崎市全部だとすると、その人たちもそうだと思うんです。なので、だから美しいスローガンだけでなく、やろうとしてる姿勢だけでも、抜けてるところがわかるだけでも良いと思うんです。抜けてるところは知らない、と言って進めていくのは、あんまりいい計画ではないと思います。以上です。

○豊田委員長

これまでも、この会議の中で色々な事例を挙げていただいて地区からの意見を聞いている部分があると思います。それは委員の皆さんも、これまでの経過を見ていらっしゃる方は、よくご存知だと思います。そういったものをつなぎ合わせながら、実情がどうなのかを検証して、次にステップとしてやってかなくてはいけない。

今のご意見もそうですが、状況は問題が起こってそれをどう対応するかが、具体的に見えてこないとその先にはいかなと思うんです。先ほど杉寄委員の言われたことと同じだと思うのですが、そういう事例を積み上げながら、作っていくことは必要だと思います。

ただ、どう進めるかも確かにありまして、そのまま、こういう会議の中で都度やっていくと時間が足りないわけです。なので、そこをどうやっていくかは、ある意味それを制度化する、或いはそれを事業化することを一つの目標としてやっていくことは必要だと思います。

なので、方向性や問題点を皆さんに出していただきながら、それをまとめていく作業を次の計画の中に盛り込んでやっていけたらいいかと思っています。

具体的な事業をやるのは、皆で作りながら実際に考えていくことだと思いますので、その辺のところのご意見を皆さんから聞きながらやれるといいと思っています。

今のご意見は今後、考えていかなくてはいけない問題だと思いますので、ぜひ事務局も前向きに次の計画の中への取り組みを含めて、考えていっていただきたいと思いました。

○横山委員

市民からの意見で申し訳ないのですが、確認も含めて少し伺いたいののですが、先ほど不登校の話があったと思うのですが、不登校一つとっても様々な背景があると思っています、単純に学校に行けない子どもと言ったところで、その背景には例えばヤングケアラーの問題であるとか、もちろん親御さんからの虐待であるとか、学校の子どもたちによるいじめがあるといった時に、その不登校ひとつだけの問題とっても様々な事象があるように感じるんです。

それを縦割りのそれぞれの計画だけでは網羅できないし、教育委員会だけは難しい、例えば福祉業界だけは難しいといった中で、これまで委員会に参加してきて、重層的支援体制整備事業は、そ

これらの様々な背景を一括で受けとめます、というような計画だと思っていたので、そういう様々な問題背景がある社会問題と言われるものを重層的性支援体制整備事業でしっかり計画として進めていくことで、それらをキャッチして、様々な連携を作っていくという解釈でよかったですよね。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

今、おっしゃっていただいた内容で大丈夫です。一番キーになってくるのは、庁内連携も含めませんが、ネットワークづくりだと思っています。一つの機関だけでは、解決できない課題がたくさんありまして、それに対して、重層的支援体制整備事業の中で、地域福祉課や市社協などが音頭をとりながら、関係機関に働きかけて、多機関連携による解決を図っていくといったものになります。

それぞれの強みや得意なところを活かしながら、一つの課題解決に向けて関わっていくといったものになります。

○横山委員

ありがとうございます。その中に成年後見制度利用促進基本計画や、再犯防止計画も一緒に一体的に考えていって、他の関連する4つの計画につきましては、あくまで一体的に考えていくというよりは、そこの地域福祉計画に調和した形で、計画を立てていくというイメージなんですか。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

この計画の位置付けについて、事務局からの説明がなくて、失礼いたしました。

こちらの関連する4つの計画につきましては、各所管課の方ですでに計画を作っているところがございます。

それらの計画を策定する際には、地域福祉課長が委員となって各会議に参加しながら意見交換や進捗、策定過程を確認しながら進めております。

またこちらの地域福祉計画を作るにあたって子ども部局をはじめとする関係部局との会議を設けており、適宜進捗を報告しながら意見交換をすることで、お互いの計画に関する共有と足並みをそろえて進めていきます。

○横山委員

ということは、地域福祉計画っていうのはいわゆる大きな枠の形になるので、前回計画と同様に、茅ヶ崎市としての地域福祉の大きな目標であって、細かい部分は今ある計画がサポートして、拾っていく形になるという考え方でいいのでしょうか。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

そちらの考え方で大丈夫です。ありがとうございます。

○杉寄委員

再犯防止計画のところですが、本人ではなく、周りの社会、住民や企業の意識を変化させない限りは、根本的に直らないと思います。そういった働きかけはどのような形のもを織り込んでいったらいいのでしょうか。逆に教育面などをやっていかないと根本的な解決につながらないと思っています。

ですから、再起できるような形の協力は、地域全体でバックアップしないとできないし、そういう温かい目で見るのは今の状況だとなかなか難しいと思います。そういう意識面の改革を意識していかないと、なかなか定着はしていかないとしますので、本人だけではなく、社会全体の意識改革の教育という面でうたって欲しいと思います。

○豊田委員長

はい。ありがとうございます。今のご意見は検討シートに書いていただきたいところと思いました。広い意味で、福祉教育の部分だと思えますから、その部分についても、検討シートにも含めて、お書きいただいて、ご提案いただけるとありがたいと思っています。

○杉寄委員

計画の中では言葉が綺麗で残らない部分があったりします。重層的支援体制整備事業実施計画の中で相談支援や参加支援、地域づくり支援といった言葉が出てきましたが、意味が分からないところがあります。

○豊田委員長

これも重層的支援体制整備事業実施計画を先に出していただけると良いと思います。

計画の中で説明されてると思いますので、言葉わからないところがありますので、そのところは、お願いしたいと思います。

1点、尾上委員に補足をしていただきたいのですが成年後見制度利用促進基本計画につきましては、これまで現計画の中でも進められてきたところもありますが、次期計画に向けて現状などいかがでしょうか。

○尾上委員

成年後見制度に関しては、分庁舎に成年後見センターができて、順調に稼働してると思います。今までなかなか成年後見制度に繋がらなかった方々も、市役所内にあるということで、安心して相談に繋がって、制度の利用に繋がっているケースも増えているように感じております。

成年後見制度は、制度ですべて解決できるものではなくて、いろんな問題を解決する手段の一つであるということで国も言っていて、成年後見制度に関しては、どうしても1人につき1人ないし2人の後見人、保佐人、補助人がついて、マンパワー不足がありますので、茅ヶ崎市も市民後見人

養成を進めていて、4名が活動しておりますが、私自身は1人で20人弱の方に関わって支援してきていて、これまで延べ50~60人関わってますが、なかなか市民後見人がその人数をやるのは難しいので、どうしても土業のマンパワー不足もあり、国の方では別の支援方法で、後見制度を利用しないで、財産管理などのサポートが必要な方の仕組みとかも作っていて、近隣市がモデル市町村として事業を実施していますが、あまり進んでないのかなと感じています。事業に関しては発展途中のものがありますので、成年後見制度の計画が基本の一つにはなりますが、成年後見制度を含めた各種制度を用いた困ってる方の支援という形の方が、必ずしも成年後見制度ではなくて、それの一つとして、サポートする仕組みの整備も必要だと感じております。

○豊田委員長

ありがとうございます。実際にやられていて、色々なものが見えてきていると思います。なので、次期計画につなげていくときに、どうつなげていくかは、今のお話が非常に参考になると思いますし、盛り込み方も特出しせず他の事業と関連させて出していくかということだと思います。

○尾上委員

発言のついでに私の中で整理させていただきたいのですが、この地域福祉推進委員会、地域福祉活動計画推進委員会では、地域の中で仕組みを作って支えましょうという計画を作るところなのかなと思っていますが、当然地域だけでは解決できない問題がありますよね。逆に地域だから相談しづらいという問題がある場合もあります。近所の人には知られたくないから、ちょっと離れたところに相談したいとか。なので、地域で支えるところを計画するけれども、逆に地域じゃない方が支えられるケースもあると思いますし、地域だけでは支えられないから連携によって支える方法とかもあるということは前提としてあると思いますが、ここで話すのはその地域の中で解決できるような支えられる仕組みを、まず地域で作るっていうところの計画でよろしいのでしょうか。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

ありがとうございます。まずは、地域づくりというところにおいては、地域の中で地域の課題を解決できる仕組みを作っていくということです。

ただ、おっしゃった通り、地域だけの解決が難しいものがあります。専門性が高いものもございます。そういった時には、市社協や地域福祉課などが一緒に個別支援に入ることによって、関係機関とつなぎながら、必要によっては地域と専門機関とが一緒になって動くといったようなところもあります。また、地域から発見していただいて、それを専門機関につなげていくこともございます。

ひとえにこういった解決が、こういった方法でできるというわけではなくて、その人のニーズに沿ったやり方で支援ができるように、多方面から体制を整えていきたいといったところで地域での支え合いを支えるための重層的支援体制整備事業というものもございます。

○豊田委員長

限られた時間の中で、次の計画を説明するのは難しい部分があり、まだきちっと固まってない部分があることと、情報を皆さんにもう少し出していただきながら、皆さんが共有できるものをなるべく多く持っていただいて、その過程の中で次のことを考えるということをしていけるといいかと思っています。

今日出てきたいいくつかの資料や提案を組み込んで、次の計画のステップを作っていただきながら、随時、皆さんからの意見を伺ってそれを盛り込んでいただきたいなと思いました。

それでは、議題を進めて参りたいと思います。議題3前計画の振り返りについて、事務局からお願いします。

○茅ヶ崎市社会福祉協議会

事務局より「前計画の振り返り」についてご説明させていただく前に、検討シートのご提出のお願いをお伝えさせていただきます。

本日、当日配布資料「地域福祉推進委員会・地域福祉活動計画推進委員会 検討シート」を配布させていただきました。今から現行の計画の振り返りを行うところですが、ご説明に使用する資料3には、これまでの取り組みのほかに事務局である市と市社協の方で現在感じている課題や次期計画へ引継ぎを検討すべき事項も記載してございます。時間の限られた本日の委員会の中で皆さんのご意見を十分にお聴き取りすることは難しいと考え、ご意見を聴取する方法として検討シートをご用意させていただきました。

この後の説明をお聞きいただき、また資料をお読みいただいたうえで、委員の皆さま方には各基本目標に沿ってお気づきになった点や、委員の皆さまが各分野でご活動されている中で課題に感じていること、さらに次期計画へ引き継ぐべき事項について、それぞれ検討シートにご記入いただき8月15日(木)までに、市の地域福祉推進委員については地域福祉課へ。市社協の地域福祉活動計画推進委員については市社協へご提出をお願いいたします。なお、用紙に書いてご提出いただいても、データにご入力いただいても構いません。

それでは資料3をご覧ください、資料上「前計画」となっておりますが、「現行」の地域福祉プラン2のこれまでの取り組みの振り返りをさせていただきます。よろしく申し上げます。

資料にあります、まず計画全体の振り返りから行いますと、現計画が策定される直前に新型コロナウイルスの蔓延があり、計画策定後の令和3年度、令和4年度につきましては従来のような対面を基本とした活動が大幅に制限をされる等の影響がありました。それにより地域活動の停止や停滞も生まれましたが、その反面で地域のつながりの必要性を改めて再認識する気づきに生まれています。

またコロナの蔓延は孤立・孤独の社会問題を顕在化させたことで、現計画策定時に事業開始を見通しておりました重層的支援体制整備事業や成年後見支援センターの活動等を生かして、各地区と市域、双方の取り組みにより支え合いの力が高められています。

次に基本目標1「つながる」について、主に多様な人たちが暮らす地域の中で相互に知り合い理

解し合うこと、それから支援等を必要とする人たちが支え手や参加の場と繋がるができること、更にそういった情報を届けられることを目指した取り組みをこの間進めてまいりました。

「多様性の理解啓発」の項目につきましては、福祉教育のプログラム等を活用いたしまして出前講座などで障がいのある方への理解を進めるような講座の開催や学校に出向いてプログラムを実施することなどで、理解啓発に取り組みました。

また障がい当事者の活動を切り口にした取り組みもございまして、障がい者施設で作成された作品を紹介する Jobcra Chigasaki の作成をきっかけにして、小学校と福祉事業所がつながるような事例も生まれております。更に地域の支援者たちにお集まりいただき、地域課題を共有するネットワーク会議というものが各地区で開催されておりますが、そういったところでは障がいのある方、病気のある方、認知症の方の事例共有などから、それぞれテーマに関する学習ですとか支援に向けた協議などを通じて意識醸成を進められました。

次の「居場所づくり」についてですが、コロナ禍を経てつながりを持てる機会が重要だということに改めて再認識したというところで、いろいろなところに居場所を作ろうという動きがありました。趣味や特技を生かした場づくりですとか、今までは高齢の方々を中心にした居場所づくりが多かったのですが、近年はお子さんや子育て世代を支援するための居場所などの取り組みも活発になってきています。また居場所を作る中では、これまで生活支援の調整などを行う拠点であった各地区ボランティアセンターを活用した居場所づくりの取り組みも盛んになってきています。

次に「互いがつながる・受け止め合う関係づくり」の項目ですが、こちらに関しましても前述しましたネットワーク会議での理解促進などもあり、各地区ボランティアセンターや地域のサロンなどで認知症を患う方や障がいのある方の受け入れが進んだというのがここ数年の成果としてありました。また認知症や障がいのある方がサロンに参加するというだけでなく、サロンの運営側・支え手側として参加する事例があったことも大きな成果となっています。

基本目標1「つながる」での課題や次期計画への引継ぎ事項については資料に記載のある通りですが、課題①③につきましては、誰も排除せず皆で一緒に取り組めた方がよいという意識は高まっていますが、では具体的にどう配慮をしたらよいのかという点にもう少し支援が必要だという気づきが課題になっています。今後は具体的配慮を学ぶ機会や体験できる機会を作り支援をしていく必要があるのではないかと市・市社協で確認しているところです。

課題④につきましては、当初活動の目的を持って始められた地域活動でも、動き出すとその活動の継続に視点が向きがちになってしまうというのが課題としてピックアップされました。地域活動においては地域の活動者が楽しんで活動を行うということも大変重要なことであり、担い手の確保にもつながるところと考えますので、専門職や専門機関がより意識し、どういった活動がどのような人にどんな効果を生んだのか、さらに今までの場づくりとどういった点で異なる活動ができたのかということを確認・検証し、活動者と共有しながら次のステップにつなげていくという点が必要ではないかという課題を挙げています。

そして課題⑤ですが、困りごとはあるものの自ら必要な情報を集めたり支援を求めたりすることが難しい人を把握することについてです。地域に出られなかったり、自らの発信の力が弱く周囲に

気づかれにくい人とどのように接点を持つかという点について、当事者団体や関りのある団体とのつながりからニーズを把握するだとか、地域に暮らす支援者、主には自治会や民生委員等とのつながりを強化していく必要があるのではないかとということが次計画への引継ぎ事項として挙がっています。

また、デジタルツール等を含めたつながり方というのも外に出てこれない人に対しては検討が必要になってくるのではないかという意見も挙がっていました。

次に基本目標2「活動する」の項目です。この項目での取り組みは、主に地域に暮らす方々それぞれがそれぞれに合った形で活動参加ができるような地域になるというのを目指して、活動の場を増やしたり、活動の入り口・間口を広げていくこと。それから活動に至る入口や情報などを様々な形で提供することで、地域に関わる人や担い手が増やし、参加意欲が高まるよう取り組みを進めてきました。

「地域参加に関わる情報発信」につきましては、これまで広報紙を主に使っていましたが、SNSの運用により様々な年代の方へのアプローチを試みました。活動を発信することで活動者側の意欲が向上し、また活動者同士が活動のヒントを得るような情報交換ツールとしても効果を生んでいます。

次に「できることを活かせる機会作り」についてですが、資料に記載がある通り、若者によるスマホ教室や英語を母国語とする人による英語教室、趣味を生かした囲碁教室、特技を生かした家事支援等、その人の持つ知識や経験などを生かした活動が広がるよう地域とともに取り組みました。それから福祉の団体同士のつながりだけではなく、福祉以外の分野とのつながりなども意識しつなぎ合わせをしてきたところでございます。

特に小和田地区のボランティアセンターでは、地域の商店と地区ボランティアセンター活動者とのつながりが進み、ボランティア活動により得られるポイントで交換できる景品を地域の企業の方々に提供いただく取り組みがありました。

「担い手育成の支援」については、市社協のボランティア大学をはじめとした育成講座の開催によりボランティア活動への入り口を継続的に提供しております。また、それ以外にもより地域に近いところで活動希望者や関心のある方をキャッチする目的で、地区を会場に講座を開催する取り組みもありました。また、すでに活動をしている人が今後も継続して楽しく続けられるような取り組みなども行われています。またボランティアセンターの中で担い手育成支援と言ってもなかなか新しい担い手が入ってこない実情がありますので、活動をいかに効率的にするか、連絡を少しでも楽にするかという視点から、皆で学びながらスマートフォンを活用した連絡調整手段を取り入れる事例もありました。

基本目標2「活動する」に関する課題と次期計画への引継ぎ事項については資料に記載がある通りですが、課題①②につきましては、情報は出しているがそれがうまく届いていなかったり、発信はしているが関心を寄せるような発信方法になっていないのではないかとという点になります。よって次期計画では情報発信に使用する媒体や対象とする層、また見せ方などについていろいろと試行・検証しながら考えていく必要があるというのと、発信を自分達からだけでなく様々なつながり

をいかして行い、拡散する効果を狙うことなどが挙げられています。

課題③⑥につきましては、既存の活動について地域の状況ですとか求められる活動と合っているかどうか、そこにずれがあることが担い手不足要因になっていないかと振り返る必要性についての記載で、担い手が見つからない要因を紐解き、活動のアップデートを通して新たな人材を獲得したり、次の世代を巻き込んでいくような流れが次期計画への引継ぎ事項となっています。

課題④に関しては基本目標1でもありましたが、一度つながった後、その後の関りをどうやって作っていくかという点の課題感になります。

課題⑤は担い手の不足についてですが、こちらはボランティアグループだけではなく地域の多くの団体で共有されている課題かと思います。募集をしても来ないという話はよく聞かれるところですが、これについては具体的にどういった人材を求めているのか、どんなことを支えてくださる人が欲しいのかという具体の事柄を打ち出していく必要があるのではないかとこのところで、市や市社協が活動者と一緒に考えるような支援が必要だろうと考えています。

最後に基本目標3「支え合う」の項目でございますが、こちらは仕組みづくりが主な項目となります。こちらでは必要とする人が支援につながるができる、という地域を目指して、課題を抱える人などを発見して、支援にきちとつなげていくこと。それから発見と支援、見守りなどを地域の方々や専門職、専門団体などが協力や役割分担をするための連携を強めていく必要があるということ認識し、その点に取り組みを進めてきたところです。

「地域課題に地域で取り組む事ができる体制づくり」と「連携作り」の項目につきましては、主に重層的支援体制整備事業を生かした活動を進めてきたところです。いわゆる狭間の課題ですとか、こうした課題に対応する窓口として、令和4年度に福祉総合相談担当が市にできました。

地域の方では、課題解決に連携協力する体制を作る地区でのネットワークとして、地区支援ネットワーク会議が立ち上がっています。

福祉総合相談担当の個別の相談支援については本人の持っている力や意向をベースに対応をしていく伴走支援、それから地域のネットワーク会議をベースとしたところでは様々な人による連携、アイデアやノウハウを持ち寄った場づくりに取り組んでまいりました。令和5年度につきましては、地区支援ネットワーク会議の中からお子さんや子育て世代の課題に着眼した地区が複数出まして、夏休みの子どもの居場所づくりに2地区で取り組まれているところです。海岸地区の「サマースペース海岸」、それから浜須賀地区の「はまかんこどものいえ」という取り組みがありました。

次の項目の「権利擁護の促進」についてですが、障がいや認知症などにより判断能力に不安や不十分さがある方への支援として成年後見制度がより活用されるよう、その体制整備や制度周知などに成年後見支援センターが令和5年度に市の中に設置され、その活用に向けた取り組みが進められてまいりました。

この項目への課題と次期計画への引継ぎ事項としまして、課題①②は、様々なところが連携をしたり役割分担をしながら課題に関わるという意識を共有していくなかで、人の入れ替わりなどあることから難しさが生まれてしまうという課題になります。また、いろいろな団体に関わることで、サービスなどですぐに解決できないような課題への理解というのが行き渡らないという課題感も出

てきましたので、その人に寄り添って中長期的な関りが必要になるといった部分の意識も共有して支援にあたっていく必要があるだろうという意見も挙がっていました。

課題③では、福祉関係者だけでなく、他分野からも協力を得る必要性が広がってきているというところですが、福祉関係者と違い、違う分野とどうやってつながれるのかという具体的イメージが抱きにくいという意見が挙がっていました。

基本目標1、2も同様ですが、具体的なつながり方や、つながったときの相互のメリット等も共有していきながら、様々な試行も含めて継続的な支援を継続していく必要があるのだろうと確認しています。

課題④⑤につきましては、支援や制度への継続的な周知、啓発の必要性についての課題です。特に成年後見制度に関する情報を求めている場合は、その方自身に判断能力の不安がある場合もありますので、丁寧な情報提供、継続的な周知が必要になることを意識して発信をする必要があるのではないかと意見が出ています。

課題⑥⑦につきましては、支援に関わる担い手が専門職や専門機関だけではなくてきているというところに関する課題です。先ほどあった市民後見人の養成なども進んでいるところですが、自分にどこまでできるかという不安ですとか、あるいはお仕事をしているためすぐに活動者として動けないケースも多く見られていますので、実際に関われる部分で関わっていただくというところでどういった役割分担ができるかが課題と認識しています。市民として関わっていただく意義の理解ですとか、市民が関わっているところに専門機関がフォローをしていくというところの体制確保が必要なのではないかという意見も出ております。

最後に、3つの基本目標の項目それぞれに共通するところとして「新しい取り組みは生まれるが、その取り組みが継続をしていくところの難しさがある」というのがあります。また、「他分野とのつながりを求めているが、つながり方のイメージが共有できず具体的に進まない」というところも3つの基本目標の中で共通しているところです。

この辺りについて皆さんがお感じになられているところすとか、それぞれの所属でできること等をお聞かせいただくと今後の計画策定の参考になるのではないかと考えています。時間の都合上本日も意見をいただくことは難しいのですが、検討シートに多くのご意見を頂ければ幸いです。

○豊田委員長

ありがとうございました。内容が非常に多岐にわたっていて、また皆さんに分かるように説明をいただきましたので、時間はタイトでしたが細かくご説明いただいたように思います。事務局より説明をしていただいた内容に対して、冒頭に説明いただきました検討シートの方にご意見やご質問をご記入いただきたいと思います。ただ、検討シートを書くにあたってこの場で質問をしておいた方がよいこと、共有しておいたほうが良いことがありましたらご意見いただければと思いますが、何かございますか。

よろしいですか。シートについてはたくさん書くところがあり、基本目標ごとに書く欄がございますが、お気づきになられたことをぜひご提案頂きたいと思っておりますし、また質問もこの中に書いて

いただけると良いかと思えます。

ではもう一つ議題がありますので、事務局より議題4につきまして説明をお願いします。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

資料4 地域福祉推進のためのアンケート調査（案）に関してご説明させていただきます。

前回の計画策定の時にも、市民の意識調査ということで、例えば地域での見守り活動や居場所がどんな風に受け止められているのかといったところをアンケートさせていただきまして、私たちの取り組みの成果を図るものの一つとさせていただきたいと考え実施しているものとなります。

こちら調査案として調査票をお配りさせていただきましたが、基本的にはアンケート結果の推移をもって成果を図りたいと考えておりますので、前回のアンケート項目を踏襲する形で実施したいと考えております。

また、アンケートの質問数が多すぎると回答率が下がってしまいますので、アンケートの質問数も基本的にはこれ以上増やさない形で調整をしたいと考えております。

皆様にご確認いただきたいところとしましては、社会的なトレンドなども踏まえて「こういった選択肢も入れてみたらどうだろうか」というようなご意見がございましたらいただきたいと考えております。

問12の一つ上の「問」とだけなっているところにつきましては、こちらは新しい質問を増やした箇所です。「あなたにとってホッとできる居場所はどこですか」という質問を入れました。

また、成年後見制度の取り組みを進めていく中でぜひ聞いてみたいと思ったところで問22③の選択肢として「将来、成年後見制度を利用したいと思うか」に対する回答の理由を掘り下げる問いを加えています。

その他、14ページのところに再犯防止の計画を入れるというところで、新たな問いを入れさせていただきます。

このように事務局案を作らせていただきましたので、ご確認いただき、さらに選択肢を加えた方がよいのではなどのご意見がありましたら、検討シートにてご意見いただければと思います。よろしくをお願いします。

○豊田委員長

はい、ありがとうございます。

事務局より説明がありましたように、基本はこれまでもやってきている市民アンケートを踏襲して作ってあります。ただ今回、いくつかの新しい計画を内包して作っていくということもありまして、いくつか項目として増えているのかなと思っています。

皆さんにはバーッと見ていただいて、ここが分かりにくい、こういった項目を入れた方がいいのではないかなどあれば、先ほどの検討シートの中にご意見を書く欄がありますので、そちらに記入いただき提出していただければと思います。

○地域福祉活動計画推進委員

市民アンケートにつきまして、令和6年10月から11月、20歳以上の男女から無作為抽出により2,000人を対象となっていますが、市民全員から無作為で抽出するということでしょうか。いわゆる障がい者だとか、要介護の方に対しても郵送で送られるということでしょうか。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

はい、そのあたりは特に区別することなく無作為でお送りさせていただきます。

ご本人の記入が難しい場合には、ご家族がいる方であればご家族の方が代理で書いていただいたり、そういったことをお願いしたいと考えています。もちろん強制するものではないので、ご回答が難しい場合にはご回答はいただかなくて結構ですというものになります。

○豊田委員長

はい、ありがとうございます。市民アンケート調査は無作為でやるといういろんな方のところに行かれると思います。もし皆さんの周りで届いた方がいらっしゃいましたら、これはこういう趣旨で…と説明いただくと回収率も上がるのではないかと思います。ぜひよろしく願いいたします。

はい、それでは議題はすべて終了となりますが、ほかに事務局の方から何かございますか。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

はい、ありがとうございました。次回の委員会に関してのご連絡となります。現在、皆さまに日程調整をさせていただいているところですので、日程が決まりましたら改めてご連絡をさせていただきます。

また、繰り返しになりますが、検討シートのご回答につきましてご協力をよろしくお願いいたします。次回の委員会では、皆様からのご意見を踏まえまして、先ほどの課題ですとか、次期の計画へ引き継ぐ事項などを再整理したものをお諮りしたいと考えております。次回のスケジュールがタイトな都合もありまして、事前の資料送付等につきましては、ギリギリになってしまう可能性がございます。申し訳ありませんが、あらかじめご了承いただければと思います。

○茅ヶ崎市社会福祉協議会

合同開催の想定になりますので、こちらも皆さん9月の5日か9日でご予定をご確認いただければと思います。

○杉寄委員

アンケートの回収率は通常何パーセントくらいですか。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

大体48～9パーセントあたりの回収率となっています。

○杉寄委員

では大体 1,000 名程度ということですか。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

はい、その通りです。前日も 48 パーセント程度だったと記憶してあります。

○杉寄委員

回収率を上げる意味で、送っていただいた方には後日 500 円の図書券などを送るというのはありなんでしょうか。

○市地域福祉課 大澤課長補佐

それができるととても良いなと思いますが、残念ながら皆様のもとに届くのは回答いただけていない方に対して、回答を催促するお願いとなっています。それを送ると回収率がグッと上がるというところもありまして、皆様のご厚意に甘えているところになります。

○豊田委員長

次回が9月初旬というところで、皆様ご調整いただき、ご出席いただければと思います。

では、第1回茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会を終了したいと思います

○地域福祉活動計画推進委員会委員長

茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会を終了といたします。皆さん検討シートに多くご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

以上